

双葉町公告第 2 1 号

農業経営基盤強化促進法第 6 条第 6 項（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）の規定により、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を変更したので、公告する。

令和 7 年 1 0 月 3 0 日

双葉町長 伊澤 史朗

